

『e-とぴあクラブ制度規約』

第 1 章 総則

情報通信交流館（e-とぴあ・かがわ）（以下、「館」という）は、①個人やグループの情報通信技術（ICT）向上活動の支援、②館の継続的な利用促進のために、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間、クラブ制度を導入する。本クラブ制度に加入すると「e-とぴあクラブ運営規程」に示す通り、種々の特典を享受できる。なお、本クラブ制度は、館の運営に関する業務の一環であり、館の設置目的と役割の範囲を逸脱するものではない。従って、諸事情の変化または本クラブ制度の継続に重大な支障の生じた場合には、館は本クラブ制度を停止または廃止することもある。

（名称）「e-とぴあクラブ制度」と「クラブ」

クラブ制度の主体は、新設または既存の活動グループで、館長が認定した団体（以下、これらを「クラブ」という）であり、クラブは、e-とぴあ・かがわメンバー（以下、「メンバー」という）によって構成される。これらの組織と活動の総体を「e-とぴあクラブ制度」（以下、「制度」という）と称する。また館長に認定されたグループが、その総意に基づく固有の目的をもって活動を行なう。これらのグループを「クラブ」と呼ぶ。

第 2 章 クラブ

（対象）

第 1 条 クラブは、次の各号に掲げる条件をすべて備えておかなければならない。

（1）自主的な団体で、組織的かつ継続的に高度情報化の推進や情報通信技術向上に関する活動をするメンバーによって構成すること。

（2）メンバー 6 名以上によって構成されること。

（3）リーダー、サブリーダーを置くこと。

※リーダー、サブリーダーが未成年の場合、成人の顧問を置くこと。

（登録）

第 2 条 クラブ登録をしようとする団体は、「クラブ認定申請書」（以下、「申請書」という）（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、館長に提出しなければならない。

（1）会員名簿

（2）事業計画書

（3）収支予算書

（4）規約

（5）その他館長が必要とする書類

（承認）

第 3 条 館長は、申請書を受理し審査を行い、登録を承認したとき「クラブ認定書」を交付し、クラブ登録簿に登載しなければならない。また、クラブの情報を県民に公開・提供する。

館長は、「クラブ認定書」（様式第 4 号）を交付と同時に会員の「クラブ証」（様式第 5 号）を発行する。

（変更）

第4条 クラブは、認定された内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出て承認を受けなければならない。

(廃止)

第5条 クラブは、何らかの理由により存続が困難となった場合は、館長に「クラブ廃止届」(様式第2号)を提出しなければならない。

(登録期間)

第6条 登録は、随時受付を行い、登録期間は、承認された年度の3月31日までとする。

(継続)

第7条 クラブは、年度末に「活動報告書」、「収支決算書」と「クラブ継続申請」(様式第3号)を提出し、審査を受けることができる。

(承認の取り消し)

第8条 館長は、クラブが次のいずれかに該当した場合、認定を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載したとき
- (2) 本規約及び「クラブ運営規程」に違反したとき
- (3) メンバーが、5名以下になった場合
- (4) 制度のクラブとして適切な活動がなされない場合及び非協力的な場合
- (5) 館の事業との関連において、目的を逸脱した行為をした場合
- (6) その他、社会的な重大な問題を起こした場合

第3章 クラブリーダー

(目的)

第9条 クラブリーダーは、第10条の義務と権限を果たす。

(義務と権限)

第10条 クラブリーダーは、次の所務を行なう。

- (1) 所属クラブの通常活動の管理及び監督
- (2) 館に対し、クラブ活動の計画と報告を提出
- (3) 館に対し、要望の提案
- (4) 館からの周知事項をクラブ員に速やかに周知

第4章 クラブ会員

(目的)

第11条

総則に定めるところをうけて、その所属クラブの構成員を「クラブ会員」(以下、「会員」という)という。会員は、協力と助け合いによって自主的かつ創造的・発展的なクラブ活動を行ない、各々の資質の向上は勿論のこと、県民全体のITリテラシーの向上等に役立つことを目的とする。

(権利)

第 12 条 会員は、「e-とぴあクラブ運営規程」(以下、「規程」という)に定める制度の特典を享受することができる。また、所属クラブの入退会及び他のクラブへの重複入会は、会員の自由意思を尊重するものとする。

(義務)

第 13 条 会員は、館の定める講座、イベント、規程に定める研修等に参加実績を有することが求められる。

第 5 章 附則

(内規)

第 14 条 各クラブは、任意に内規を定めることができる。但し、本規約に抵触してはならない。

(行事)

第 15 条 本クラブ制度としての行事は次の通りとし、各クラブリーダーが選択できる。

- (1) クラブ間交流イベントへの参加
 - (2) 館が実施する文化祭への参画
 - (3) その他館が実施する催事への参加
- (著作権および肖像権)

第 16 条 本クラブ制度の活動で作成されたすべての成果物の著作権はその制作者が保有するが、館と香川県は、すべての成果物の永続的な使用权を保持し、作品の上映、複製、印刷、展示、WEB サイトでの公開等の二次利用ができるものとします。また、館の運営主体の変更にかかわらずその使用权は保持される。

(運営協力)

第 17 条 館が行なう展示・イベント事業、講座事業や利用促進事業等において、その協力要請があった場合には、各クラブリーダーはこれを会員に通知し、協力する。

〔附則〕

(施行期日)

1. この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。